

第六回国会
衆議院

厚生委員会運輸委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)

午後四時四十一分開議

出席委員

厚生委員会

委員長代理 理事松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事大石 武一君

理事田中 重彌君 理事中川 俊思君

理事岡 良一君 理事菊田アサノ君

理事金子與重郎君

今泉 貞雄君

幡谷仙次郎君

垣 四郎君

伊藤 憲一君

運輸委員会

委員長 稲田 直道君

理事大澤嘉平治君 理事關谷 勝利君

理事前田 郁君 理事松本 一郎君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

尾関 義一君 片岡伊三郎君

黒澤富次郎君 小西 寅松君

土倉 宗明君 坪内 八郎君

畠山 鶴吉君 満尾 君亮君

出席政府委員

(社会局長)

厚生事務官 木村忠二郎君

(鉄道監督局長)運輸事務官 足羽 則之君

(国有鉄道部長)運輸事務官 石井 昭正君

委員外の出席者

厚生委員会専門員 川井 章知君

厚生委員会専門員 引地亮太郎君

運輸委員会専門員 岩村 勝君

運輸委員会専門員 堤 正威君

本日の会議に付した事件
身体障害者福祉法案(青柳一郎君外
十名提出、衆法第三号)

○松永委員長代理 これより厚生委員
会、運輸委員会連合審査会を開会いた
します。

協議により私が委員長代理の職を勤めさ
せていただきます。まず青柳一郎君外
十名提出の身体障害者福祉法案を議題
といたします。これに対して御質疑は
ございませんか。

○前田(郁)委員 ちよつとお尋ねいた
しますが、「政令の定める身体障害者」
というものの大体を御説明願いたい。

○大石委員 提案者の一人として御答
弁いたします。これは文章がちよつと
ややこしいのでありますが、結局は政
令の定めることをすることの困難な者
という意味でありまして、大体身体障
害者で身体障害者手帳というものを申
請して、その手帳をもらつた者がこの
政令で定めるものに該当いたします。

さらに身体障害者福祉審議会という審
議会がございます。この審議会の特
別審議会において、いろいろと検討い
たしまして定められたものが、この第
五十條の「身体障害者」に該当するの
であります。これはほとんど一人歩き
はできない、だれか介護者がいなか
れば、一人ではとても汽車に乗つたり
たりすることのできない者に限定い
たしております。

○前田(郁)委員 ただいま御説明を承
りますと、介護者が同行しなければ一
人歩きもできないというのが、政令の
定める身体障害者であるというお話で
あります。しかしこの中に「乗車又は
乗船することの困難な者」ということ
があります。船に乗つたり、あるいは
乗車することが困難だという点をだ
れが見るか。もうすでに政令で介護者
は同行しなければならぬというように
定めてありますれば、ここに「困難な
者」ということを入れてありますと、
あるいはこれをだれが認定するかとい
うような問題が起つて来ると思いま
す。つまり同行者がなければ乗船も乗
車もできないような身体障害者という
ことが政令で定まつておりますれば、
ここに「困難な者」という文字はいら
ないのではないかと。しかしこれは関係
方の了承が得てありますれば、私はこ
際強く主張いたしませんけれども、む
しろこういう「困難な者」という文句が
入らないで行つた方がはつきりするの
ではないか、実はこう考へておるわけ
であります。これは相当折衝されたわ
けでありますか。また論議があつたわ
けでありますか。この点お聞きした
い。

○大石委員 この最後の五十條にあり
ます「乗船又は乗車することの困難な
者」というのは、二段の規定になつて
おります。一つは身体障害者というの
がこの法律で定まるわけでありまして、
この身体障害者には、いろいろ職業
能力のある者もありますし、あるいは
は全然働けない者も全部ひつくるめて
の身体障害者でありまして、さらにそ

れが申請をして、検査によつて身体障
害手帳をもらつた者が「身体障害者」と
いうことになつております。さらにこ
に規定をしておりますのは、その手
帳を持つた身体障害者で、さらに乗船
乗車の非常に困難な者でありまして、
それは審議会において認定することに
いたしておりますが、そういう二段が
まへの「困難な者」でありますから、た
だ身体障害者だけではなくして、身体
障害者手帳を持つてさらに一人歩きの
できない者、それを二段に規定するこ
とになつております。

○前田(郁)委員 そうしますと、二段
の規定というのはどこでやりますか。

○大石委員 お配りしました法案の第
二節に、身体障害者福祉審議会という
ものがござります。この身体障害者審
議会というものは、中央には中央身体
障害者福祉審議会がござりますし、各
府県にはさらに地方身体障害者福祉審
議会がござります。この審議会におい
て十分その資格を認定したものをさ
すことにいたしております。

○前田(郁)委員 そこで政府の方へお
尋ねしますが、この法案が通過いたし
ますれば、運輸省としてはどういふ点
につきまして特に従来よりも注意しな
ければならぬか。また手続上いろいろ
煩瑣な点があるが、そういう点を一応
この席で御説明願いたいと思ひます。

○石井政府委員 この法案が通過いた
しますれば、運輸省といたしましては
国有鉄道に命じまして、割引の実施の
準備をいたさなければならぬと思ひ

のであります。この規定によりま
す、各等旅客運賃並びに定期旅客運賃
につきまして、その準備をしなければ
ならないということでありまして、そ
れから運賃法の中の政令でございま
す。これは運輸省におきまして、関係
各省と折衝することは当然でござい
ますが、運輸省におきまして用意しな
ければならぬ。かような準備はいるか
と考える次第でござります。

○前田(郁)委員 実は私も運輸委員
といたしましては、この運賃に關する
問題は、なるべく運賃法によつて統一
される方がよいと思ひます。各種の委
員会におきましてこういう案を出され
ますと、たとえば文部省において学生
定期の問題であるとか、またインター
ン学生の問題であるとか、いろいろな
問題を法律案をもつてやるといふこと
になります。運賃法というものが
各委員会において規定されて統一がと
れないことになりまして、本国会にお
いてはもとより時期もありませんし、し
かもこの法案の内容は私も賛成であり
ます。そういう意味から厚生委員会と
いたしましては、なるべく早い機会に
において、最も立法の精神に適合するよ
うな方法によつて改正をする御意思が
発案者におありになるか。その点を明
確にしたいだきたいと思ひます。

○大石委員 ただいまの御意見ま
つたところとも思ひます。私もとい
たしまして、これがいい前例になり
ますように念願いたしまして、慎重審
議をするために連合会を開いていた

うことで、その点全般的に経営、財政等をお審議願つております運輸委員会におきまして御審議を経て、しかるのちに法律化されるものならば、これはまさに法律化されるものとかやうに考える、こう申し上げたのであります。

○大澤委員　そうしますと政府の提案によつて運賃の改正をする場合は、運輸審議会の議を経なければならぬ。今回の場合は議員提出の法案であるからその手数はいらない。従いまして運輸当局の趣旨とすれば、運輸委員会の審議にはかりたいというようなお考えであるか、それともこの法案を議員提出

法案であるから、これをきめられることが望ましいという見解であるか、はつきり運輸当局の御意見を承つておきたい。

○足羽政府委員　條文を手元持ち合せませんので、正確には御答弁申し上げかねますが、設備法におきましては、運輸審議会のいたします事項として

は、運輸大臣が次にこれ／＼の事項をする場合には、運輸審議会に諮問しなければならぬ、運輸審議会がそれに對して答申をした場合には運輸大臣はこれを尊重しなければいけない、こういうふうにしたしか書いてあると記憶しておるのであります。従つてただいま石井鉄道部長が話しましたようなお考

えであらうと考えております。

○前田(郁)委員　ただいままでの運輸当局の御意見で大体わかりましたが、もう一言伺いたいしたいことがあります。いよく法案が実施されるということになりました、この衝に当る者は運輸省であります。今まで連絡もなかつたようでありますので、多少い

ろいろな点で面食らつてゐる点もあると思ひますが、大体どういふ点において事務的に困りになる点があるか、そういう点を率直に聞かしていただきまして、それから私どもいろいろなことをきめたいと思ひます。

○石井政府委員 事務的に起ります問題は、まず第一は政令に定める身体障害者の政令をどういふように規定するかといふことであらうと思ひます。それからいま一つの問題は、本法律によりますと一、二、三等の各等並びに定期乗車券について、これを割引、半額にいたさなければならぬことに相なります。その際におきまして、定期乗車券の販売の方法、主として一般の定期乗車券と識別の方法等について、やはり利用はきわめてまれだといふうに承知いたしておりますので、財政的な問題はございませんが、各現場におきまして、いつでもその販売し得るような体制を整えるために、多少の事務的な問題はあらうかと思ひます。しかしこれも国会でおきめ願つて、相当実施期間を置いていただけものならば、法案の精神に沿つて十分一生懸命やらなければならぬことと考える次第でございます。

○大澤委員 先ほど御答弁の中にあつたやうであります。政令の定むる身体障害者といふことは、まだそうするとどういふものが法令の定むる身体障害者であるかといふことも、きまつておらないやうに承つたのであります。が、その点の見解をひとつお述べ願ひたいと思ひます。

○大石委員 大体われ／＼が考へております基準を申し上げます。この政令に定める身体障害者といふものは、

大体二つの級にわけております。一級と二級とがそれでありまして、大体一級に入りましますものは、両眼ともほとんど見えないという者と、それから両方の上肢、あるいは両方の下肢が全然機能を失つてゐる者、あるいは常に寝ておりました、複雑な介護がなければ全然身体活動のできないという者、そのやうな程度の者を大体一級に数えておりました。これがいわゆる介護人を要する、乗車、乗船の困難な者といふことにいたしております。

○前田(郁)委員 先ほど大澤君からお話がありました通り、運賃の問題は運輸省といたしましては、運輸大臣が運輸審議会にかけて、そしてこれを私ども運輸委員会にかけて決定をする。そして本会議で御決定を願う、こういうことになるのが当然でございます。が、しかし今回はそういう余裕もなかつたわけでありまして、なお私ども両委員会がこれを決定すれば、国家の最高權威であるところの国会でもつて決定をするわけでありまして、これはさしつかえないかと考へてゐる次第であります。私どもはこの改正の精神、趣旨といふものには全然賛成でございます。それでこの法案を実施するにあたりまして、十分に運輸省のただいままでの御意見を尊重していただいで、そしてなお将来これを實際に実行しました場合に、いろいろな事務上の欠陥その他があつた場合は、あらためてこれをただちに改正をしていただくといふことをば條件といたしまして、本案に賛成いたしたいと思ひます。

○松永委員長代理 他に御発言はございませんか——御発言なければこれに

て厚生委員会、運輸委員会連合審査会は終了いたします。
午後五時十五分散会

昭和二十四年十二月二十日印刷

昭和二十四年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁